自角市公報

発行所 亀 岡 市 役 所 総務部 総務課

TEL 0771-22-3131(代表)

京都府亀岡市安町野々神8番地

目 次

—— 告	示 ——	
○亀岡市予防接種費用助成	金交付要綱の	
一部改正	(健康増進課)	2
○地縁団体の告示事項の変	更	
	(自治防災課)	3
○国民健康保険被保険者証	の無効	
	(保険医療課)	3
○放置自転車の撤去、保管	(土木管理課)	3
○国民健康保険被保険者証	の無効	
	(保険医療課)	4
○住民基本台帳の職権消除	(市民課)	4
○公示送達	(税務課)	5
○国民健康保険被保険者証	の無効	
	(保険医療課)	5
○公示送達	(税務課)	5
○公示送達	(税務課)	6
○国民健康保険被保険者証	の無効	
	(保険医療課)	7
○放置自転車の撤去、保管	(土木管理課)	7
○国民健康保険被保険者証	の無効	
	(保険医療課)	8
○国民健康保険被保険者証	の無効	
	(保険医療課)	8
—— 公	告 ——	
○一般競争入札(条件付き))の執行	
	(契約検査課)	9

○農用地利用集積計画の縦覧

(農林振興課)

○亀岡農業振興地域整備計画の変更案の	
縦覧 (農林振興課)	12
○一般競争入札(条件付き)の執行	
(契約検査課)	12
○一般競争入札(条件付き)の執行	
(契約検査課)	15
○南丹都市計画地区計画の原案の縦覧	
(都市計画課)	18
○南丹都市計画地区計画の原案の縦覧	
(都市計画課)	19
○南丹都市計画地区計画の原案の縦覧	
(都市計画課)	19
任免及び辞令	
海	
選挙管理委員会欄 示	
	20
ー 告 示 ─ ○ 亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する 有権者総数の50分の1の数	20
	20
- 告 示 - ○	20
- 告 示	
- 告 示 - ○	
- 告 示 - ○ 亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数 ○ 亀岡市議会の解散請求並びに市長等の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数 ○ 合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数	
- 告 示	20
- 告 示 - ○ 亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数 ○ 亀岡市議会の解散請求並びに市長等の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数 ○ 合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数	20
- 告 示 - ○ 亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数 ○ 亀岡市議会の解散請求並びに市長等の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数 ○ 合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数	20
- 告 示 - ○ 亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数 ○ 亀岡市議会の解散請求並びに市長等の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数 ○ 合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数	20

告示

亀岡市告示第189号

亀岡市予防接種費用助成金交付要綱(平成14年亀岡市告示第46号)の一部を次のように改正する。

平成24年9月1日

亀岡市長 栗山正隆

第2条中「市が委託する医療機関」を「、市が委託する医療機関(以下この条において「委託医療機関」という。)」に、「発行した者」を「発行したもの」に改める。

第4条中「受けようとする者」の次に「(以下「申請者」という。)」を加える。

別表中

Γ

インフルエンザ		3,240円
	市民税非課税世帯及び生活保護世帯	4,240円

を 「

インフルエンザ		3,240円
	市民税非課税世帯又は生活保護世帯に属する被接種者	4,240円

に改め、同表に次のように加える。

不活化ポリオ	9,398円
--------	--------

附則

この要綱は、告示の日から実施する。

亀岡市告示第190号

地縁による団体において、告示事項の変更が あったので、地方自治法(昭和22年法律第 67号)第260条の2第10項の規定により 告示する。

平成24年9月3日

亀岡市長 栗山正隆

「千歳町国分区」

- 2 変更があった事項及び内容 代表者の住所及び氏名 住所 省略 氏名 小川 博司
- 2 変更年月日 平成24年4月1日
- 3 変更理由任期満了に伴う代表者の変更

「掲示済」

亀岡市告示第191号

亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53年亀岡市規則第20号)第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年9月3日

亀岡市長 栗山正隆

記

- 1 亀2302-75012
- (1)保 険 者 亀岡市(26-007-5) 京都府亀岡市安町野々神8番地
- (2)交付した日平成24年4月1日
- (3)無効になる日平成24年9月3日
- 2 亀0309-14011
- (2) 交付した日平成24年4月1日
- (3)無効になる日平成24年9月3日

「掲示済」

亀岡市告示第192号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例(平成5年亀岡市条例第14号)第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成24年9月6日

亀岡市長 栗山正隆

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9 条に違反して、自転車放置禁止区域内に放置 されていたため。

2 撤去した区域

JR亀岡駅前自転車放置禁止区域

JR馬堀駅前自転車放置禁止区域

- JR並河駅前自転車放置禁止区域
- JR千代川駅前自転車放置禁止区域
- 3 撤去した日時平成24年9月6日(木)午後1時00分~午後3時30分
- 4 撤去し、保管した台数 25台
- 5 保管場所 JR馬堀駅前自転車等駐車場
- 6 保管期間 告示の日から3箇月間
- 7 返還期間 月曜日~土曜日 午前10時~午後7時
- 8 返還を受けるための手続き
 - ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができます。
 - ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住 所・氏名を明らかにできるものが必要です。
 - ③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担していただきます。
- 9 引取りのない場合の措置 保管期間を経過しても引取りのない自転車 は、関係法令の規定により処分します。
- ※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課 電話 0771 (25) 5043

「掲示済」

亀岡市告示第193号

亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53年亀岡市規則第20号)第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年9月7日

亀岡市長 栗山正隆

記

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀0505-51009

交付した日
 平成24年4月1日

3 無効になる日平成24年9月7日

「掲示済」

亀岡市告示第194号

住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定に基づき次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年9月12日

亀岡市長 栗山正隆

1 住 所 省略

2 氏 名 省略

3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

亀岡市告示第195号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不 明であるため、亀岡市総務部税務課において保 管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付 する。

ここに地方税法(昭和25年法律第226 号)第20条の2の規定により告示する。

平成24年9月13日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類

平成 2 4 年度固定資産税・都市計画税 納税通知書

平成 2 3 年度固定資産税・都市計画税 納税通知書

平成 2 2 年度固定資産税・都市計画税 納税通知書

平成 2 1 年度固定資産税・都市計画税 納税通知書

平成 2 0 年度固定資産税・都市計画税 納税通知書

- 2 送達を受けるべき者の住所及び氏名 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法 第20条の2第3項の規定により、告示の日 から起算して7日を経過した時点で書類の送 達があったものとみなす。

「掲示済」

亀岡市告示第196号

亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53年亀岡市規則第20号)第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年9月13日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1002-99004

- 1 保 険 者亀岡市(26-007-5)京都府亀岡市安町野々神8番地
- 交付した日
 平成24年4月1日
- 3 無効になる日平成24年9月13日

「掲示済」

亀岡市告示第197号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不 明であるため、亀岡市総務部税務課において保 管し、送達を受けるべき者の申し出があれば交 付する。

ここに地方税法(昭和25年法律第226 号)第20条の2の規定により告示する。

平成24年9月19日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類

平成23年度市民税・府民税の決定または変更通知書

- 2 送達を受けるべき者の住所、氏名又は名称 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起 算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「拖小浴」

亀岡市告示第198号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、 送達を受けるべき者の申し出があれば交付する。

ここに地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

平成24年9月19日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類

平成24年度市民税·府民税納税通知書

2 送達を受けるべき者の住所、氏名又は名称

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法 第20条の2第3項の規定により、告示の日 から起算して7日を経過した時点で書類の送 達があったものとみなす。

「掲示済」

亀岡市告示第199号

亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53年亀岡市規則第20号)第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年9月19日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1503-62024

1 保険者

亀岡市(26-007-5)

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成24年4月1日

3 無効になる日

平成24年9月19日

「掲示済」

亀岡市告示第200号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例(平成5年亀岡市条例第14号)第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成24年9月24日

亀岡市長 栗山正隆

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9 条に違反して、自転車放置禁止区域内に放置 されていたため。

- 2 撤去した区域
 - JR亀岡駅前自転車放置禁止区域
 - JR馬堀駅前自転車放置禁止区域
 - IR並河駅前自転車放置禁止区域
 - JR千代川駅前自転車放置禁止区域
- 3 撤去した日時

平成24年9月24日(月)

午後1時00分~午後3時30分

- 4 撤去し、保管した台数 21台
- 5 保管場所 JR馬堀駅前自転車等駐車場
- 6 保管期間 告示の日から3箇月間
- 7 返還期間

月曜日~土曜日 午前10時~午後7時

- 8 返還を受けるための手続き
 - ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができます。
 - ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住 所・氏名を明らかにできるものが必要です。
 - ③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担していただきます。
- 9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引取りのない自転車 は、関係法令の規定により処分します。 ※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課 電話 0771 (25) 5043

「掲示済」

亀岡市告示第201号

亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53年亀岡市規則第20号)第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年9月25日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0101-01015

1 保 険 者亀岡市(26-007-5)京都府亀岡市安町野々神8番地

- 2 交付した日平成24年4月1日
- 3 無効になる日平成24年9月25日

「掲示済」

亀岡市告示第202号

亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53年亀岡市規則第20号)第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年9月26日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1202-55037

- 2 交付した日平成24年4月1日
- 3 無効になる日 平成24年9月26日

公 告

亀岡市公告第31号

一般競争入札(条件付き)を執行するので、 次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システム による電子入札対象案件である。

平成24年9月4日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 工事の概要等
 - (1) 工事番号及び工事名 上施工第4号

第2(千代川) 浄水場耐震補強等工事

(2) 工事場所

亀岡市千代川町千原安田30地内

- (3) 工事種別 水道施設工事
- (4) 工事概要

浄水池耐震補強工事 1式 第3净水池耐震補強工事 1式 排水池耐震補強工事 1式 1式 管理棟耐震補強工事 管理棟屋上防水工事 1式 消石灰注入棟耐震補強工事 1式 滅菌設備等更新工事 1式 浄水場建物内外壁改修工事 1式

(5) 予定価格

76,525,050円

(入札書比較金額 72,881,000円)

- (6) エ 期 契約日の翌日から平成25 年3月15日まで
- (7) 部分払 無
- (8) 前 金 払 有 (当該工事契約金額の 4 0 %以内 保証事業会社 の保証が必要)

(9) 中間前金払

請負金額500万円以上かつ工期150 日以上(変更工期を含む)で前金払をしている工事については、中間前金払(請負金額の20%以内)が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる(保証事業会社の保証が必要)。

(10) 最低制限価格 採用

2 入札参加資格要件

(1) 平成24年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」で登録された者であり、直近の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書における総合評定値(P点)が1000点以上であること。

なお、入札参加は単体とし、共同企業体 は認めない。

- (2) 過去10年間において地方公共団体(水 道企業団)が発注した契約額1億円以上の 浄水場施設施工実績があること。
- (3) 京都府、大阪府、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県内に本社(本店)、支社(支店)又は営業所等があること。
- (4) 主任(監理)技術者として、水道施設工 事浄水場施設工の施工実績を有し、特記仕 様書及び建設業法に基づく技術者の配置が 可能であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (6) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格確認申請時の提出書類
- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書(別紙様式1)
- (2) 配置予定技術者調書(別紙様式2)

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載 することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければなら ない。

なお、配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者(入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円(建築一式は4,500万円)未満の場合は主任技術者)は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。(恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。)

- (3) 直近の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書(写し)
- (4) 類似工事施工実績書(別紙様式3)
 - ※ 類似工事施工実績を証明するものとして、工事(業務)実績証明書又はそれに代わる書面 (契約書等)の写しを添付すること。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等	平成24年9月4日(火)	共通事項2のとおり
の配布期間	午後1時から	
設計図書等の閲覧期間	平成24年9月4日(火)	共通事項2のとおり
	午後1時から	
入札参加資格確認申請書等	平成24年9月7日(金)	共通事項3のとおり
の受付	午前9時から午後5時まで	
	平成24年9月10日(月)	
	午前9時から午後5時まで	
入札参加確認通知の送付	平成24年9月11日(火)	
	午後5時までに電子入札システムに	
	より通知。	
質疑の受付	申請書等に関する質問	共通事項5のとおり
	平成24年9月6日(木)	
	正午まで	
	設計図書に関する質問	
	平成24年9月13日(木)	
	正午まで	
質疑の回答	申請書等に関する回答:随時	共通事項5のとおり
	設計図書に関する回答	
	平成24年9月14日(金)	

入札期間	平成24年9月19日(水)	共通事項6のとおり
	午前9時から午後5時まで	
	平成24年9月20日(木)	
	午前9時から午後4時まで	
開札日時	平成24年9月21日(金)	電子入札システムによる
	午前10時00分	

(注)都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。 入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

平成24年10月15日発行

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、事前公表された予定価格を超える金額又は最低制限価格未満の金額で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 今後、計画停電が行われた場合でも入札期間等の延長は行わない。また、2日目の締切間際に電子入札の入札書送信をしようとして、パソコントラブル等により送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書は「原則として入札書受付期間の1日目に提出する」こととし、「2日目は(1日目にトラブル等が発生した場合の)予備日」として、必ず受付期間内に間に合うよう提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

亀岡市公告第32号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

平成24年9月14日

亀岡市長 栗山正隆

1 縦覧期間

平成24年9月14日以後、常時備え 置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地 亀岡市産業観光部農林振興課

「掲示済」

亀岡市公告第33号

亀岡農業振興地域整備計画を変更するので、 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年 法律第58号)第13条第4項で準用する同法 第11条第1項の規定により公告し、当該農業 振興地域整備計画の変更案に当該農業振興地域 整備計画を変更しようとする理由を記載した書 面を添えて、次により縦覧に供する。

なお、亀岡市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について、平成24年10月19日(縦覧期間満了の日)までに意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域

内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、平成24年10月20日(縦覧期間満了の日の翌日)から平成24年11月5日までにこれを申し出ることができる。

平成24年9月19日

亀岡市長 栗山正隆

1 縦覧期間

自 平成24年9月20日 至 平成24年10月19日

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地 亀岡市産業観光部農林振興課

「掲示済」

亀岡市公告第34号

一般競争入札(条件付き)を執行するので、 次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システム による電子入札対象案件である。

平成24年9月20日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 工事の概要等
- (1) 工事番号及び工事名管第23-18号 亀岡市公共下水道事業柿花枝線その4布設工事

- 土木工事 (3) 工事種別
- (4) 工事概要

工事延長 L=466.05m

管布設工 VUΦ200mm

管路延長 466.05m 管渠延長 450.90m

人孔設置工 1 号組立人孔 14箇所 レジンマンホール 8箇所

> 塩ビマンホール 8箇所

汚水桝設置工 塩ビ汚水桝 27箇所 取付管工 27箇所 付帯工 1式

(5) 予定価格

33,948,600円

(入札書比較金額 32,332,000円)

- (6) 工 期 契約日の翌日から110日
- (7) 部分払 無
- (8) 前金払 有(当該工事契約金額の 40%以内 保証事業会社 の保証が必要)
- (9) 最低制限価格 採用
- 2 入札参加資格要件
- (1) 平成24年度亀岡市建設工事入札参加資 格審査において、「土木工事」の「A等 級」で認定された者であり、希望順位1位 の亀岡市内に本社(本店)を置く者とする。 なお、入札参加は単体とし、共同企業体 は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者 の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事(土木工事)が1件以上ある 場合は、入札に参加することができない。 (※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平 成24年4月1日以降の土木工事の競争入 札により落札した工事で、公告の日現在、 工事完成届が未提出であるものをいう。た だし、随意契約、共同企業体によるものは 手持ち工事に含まない。また、承認を受け

てから開札日までの間に、他の土木工事の 競争入札で落札した業者は、落札した時点 で本案件への入札参加資格を失う。)

- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定 に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公 共団体の指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格確認申請時の提出書類
 - (1) 一般競争入札参加資格確認申請書(別紙 様式1)
 - (2) 配置予定技術者調書(別紙様式2)
 - ※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技 術者が特定できない場合には、複数の候 補者を記載することができるが、その場 合は、全ての候補者について、条件を満 たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載され た現場代理人及び監理技術者(入札参加 要件に特別な記載がなく、下請総額が 3,000万円(建築一式は4,500 万円)未満の場合は主任技術者)は、契 約工期中、当該工事に専任できるものと し、他工事の現場代理人、監理技術者、 主任技術者、営業所の専任技術者等、重 複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接 的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を 記載すること。(恒常的な雇用関係とは、 入札参加資格確認申請の日以前におおむ ね3箇月以上の雇用関係があることをい う。)

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等	平成24年9月20日(木)	共通事項2のとおり
の配布期間	午後1時から	
設計図書等の閲覧期間	平成24年9月20日(木)	共通事項2のとおり
	午後1時から	
入札参加資格確認申請書等	平成24年9月25日(火)	共通事項3のとおり
の受付	午前9時から午後5時まで	
	平成24年9月26日(水)	
	午前9時から午後5時まで	
入札参加確認通知の送付	平成24年9月27日(木)	
	午後5時までに電子入札システムに	
	より通知。	
質疑の受付	申請書等に関する質問	共通事項5のとおり
	平成24年9月24日(月)	
	正午まで	
	設計図書に関する質問	
	平成24年10月1日(月)	
	正午まで	
質疑の回答	申請書等に関する回答:随時	共通事項5のとおり
	設計図書に関する回答	
	平成24年10月3日(水)	
入札期間	平成24年10月5日(金)	共通事項6のとおり
	午前9時から午後5時まで	
	平成24年10月9日(火)	
	午前9時から午後4時まで	
開札日時	平成24年10月10日(水)	電子入札システムによる
	午前10時00分	

(注)都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。 入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格を もって入札した者を落札者とする。ただし、 事前公表された予定価格を超える金額又は最 低制限価格未満の金額で入札した者は失格と する。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事 に係る契約の締結までの間において、当該 落札者が入札参加資格要件を満たさなく なった場合には、当該工事契約を締結しな いことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札 書送信をしようとして、パソコントラブル 等により送信が間に合わず入札書不着にな ることもあるので、入札書は「原則として 入札書受付期間の1日目に提出する」こと とし、「2日目は(1日目にトラブル等が 発生した場合の)予備日」として、必ず受 付期間内に間に合うよう提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 契約検査課(電話 0771-25-5041)

「掲示済」

亀岡市公告第35号

一般競争入札(条件付き)を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システム による電子入札対象案件である。

平成24年9月25日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 工事の概要等
 - (1) 工事番号及び工事名
 - 24総第1号

(仮称) 亀岡市庁舎別館整備工事 (建築)

- (3) 工事種別 建築一式工事
- (4) 工事概要

(仮称) 亀岡市庁舎別館鉄骨3階建て 1,245.56㎡旧レストランから市庁舎への用途変更に

係る改修工事

- ※ 上記に係る工事のうち建築工事及び 給排水設備工事
- (5) 予定価格 (入札書比較金額 58,510,000円)
- (6) エ 期 契約日の翌日から平成25 年2月28日まで
- (7) 部分払 無
- (8) 前 金 払 有 (当該工事契約金額の 4 0 %以内 保証事業会社 の保証が必要)
- (9) 最低制限価格 採用

2 入札参加資格要件

(1) 平成24年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1

位の亀岡市内に本社(本店)を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

(2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

手持ち工事(建築一式工事)が1件以上 ある場合は、入札に参加することができない。

(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成24年4月1日以降の建築一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものは手持ち工事に含まない。また承認をうけてから開札日までの間に、他の建築一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)

- (3) 競争入札に参加しようとする者(個人、 法人の代表者又は個人若しくは法人の代表 者の委任を受けた者(以下「代表者等」と いう。))が、当該競争入札に参加しよう とする他の代表者等と同一人であるときは、 そのうち1者のみが当該競争入札に参加で きるものとする。
- (4) 次のいずれかの関係に該当する場合は、 そのうちの1者のみが当該競争入札に参加 できるものとする。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。 ただし、子会社(会社法第2条第3号及 び会社法施行規則第3条の規定による子 会社をいう。以下同じ。)又は子会社の 一方が会社更生法第2条第7項に規定す る更生会社(以下「更生会社」とい う。)又は民事再生法第2条第4号に規 定する再生手続きが存続中の会社である 場合は除く。

(ア) 親会社(会社法第2条第4号及び会

社法施行規則第3条の規定による親会 社をいう。以下同じ。)と子会社の関 係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。 ただし、(ア)については、会社の一方が 更生会社又は民事再生法第2条第4号に 規定する再生手続きが存続中の会社であ る場合は除く。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の 役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の 会社更生法第67条第1項又は民事再 生法第64条第2項の規定により選任 された管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認 められる場合
- エ 前各号と同視しうる資本関係又は人的 関係があると認められる場合
- (5) 競争入札において、(3)、(4)に該当することが判明したときは、当該代表者等及び同一人である者のした入札は、それぞれ無効とする。
- (6) 競争入札により落札者を決定した場合に おいて、契約を締結するまでの間に、落札 者となった代表者等が、当該競争入札にお いて(3)、(4)に該当することが判明したとき は、契約を締結しないものとする。
- 3 入札参加資格確認申請時の提出書類
 - (1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (別 紙様式1)
 - (2) 配置予定技術者調書 (別紙様式2)
 - ※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技 術者が特定できない場合には、複数の候 補者を記載することができるが、その場

合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者(入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円(建築一式は4,500万円)未満の場合は主任技術者)は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。 (恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。)

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等	平成24年9月25日(火)	共通事項2のとおり
の配布期間	午後1時から	
設計図書等の閲覧期間	平成24年9月25日(火)	共通事項2のとおり
	午後1時から	
入札参加資格確認申請書等	平成24年9月28日(金)	共通事項3のとおり
の受付	午前9時から午後5時まで	
	平成24年10月1日(月)	
	午前9時から午後5時まで	
入札参加確認通知の送付	平成24年10月2日(火)	
	午後5時までに電子入札システムに	
	より通知。	
質疑の受付	申請書等に関する質問	共通事項5のとおり
	平成24年9月27日(木)	
	正午まで	
	設計図書に関する質問	
	平成24年10月4日(木)	
	正午まで	
質疑の回答	申請書等に関する回答:随時	共通事項5のとおり
	設計図書に関する回答	
	平成24年10月5日(金)	
入札期間	平成24年10月10日(水)	共通事項6のとおり
	午前9時から午後5時まで	
	平成24年10月11日(木)	
	午前9時から午後4時まで	
開札日時	平成24年10月12日(金)	電子入札システムによる
	午前10時00分	

(注)都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。 入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格 の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格を もって入札した者を落札者とする。ただし、 最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事 に係る契約の締結までの間において、当該 落札者が入札参加資格要件を満たさなく なった場合には、当該工事契約を締結しな いことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合 には、当工事の入札に参加できないととも に、亀岡市の指名停止措置を行うことがあ る。
- (3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札 書送信をしようとして、パソコントラブル 等により送信が間に合わず入札書不着にな ることもあるので、入札書は「原則として 入札書受付期間の1日目に提出する」こと とし、「2日目は(1日目にトラブル等が 発生した場合の)予備日」として、必ず受 付期間内に間に合うよう提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりと する。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 契約検査課(電話 0771-25-5041)

「掲示済」

亀岡市公告第36号

南丹都市計画地区計画の案を作成するため、 亀岡市地区計画等の案の作成手続に関する条例 (昭和58年亀岡市条例第24号)第2条の規 定により次のとおり原案を公衆の縦覧に供する。

当該原案について意見がある利害関係人は、 縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を 経過する日までに亀岡市長に意見書を提出する ことができる。

平成24年9月27日

亀岡市長 栗山正隆

1 種 類 地区計画

2 名 称 大井町南部地区地区計画

3 位 置 亀岡市大井町並河二丁目、三 丁目、前脇、熊田、堂又、深 町、亀ケ渕及び観並、南金岐 好実根、重見及び丁田並びに

稗田野町太田古実根及び草田

の各一部

4 縦覧場所 亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部

都市計画課

5 縦覧期間 平成24年9月28日から

平成24年10月11日まで

亀岡市公告第37号

南丹都市計画地区計画の案を作成するため、 亀岡市地区計画等の案の作成手続に関する条例 (昭和58年亀岡市条例第24号)第2条の規 定により次のとおり原案を公衆の縦覧に供する。

当該原案について意見がある利害関係人は、 縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を 経過する日までに亀岡市長に意見書を提出する ことができる。

平成24年9月27日

亀岡市長 栗山正隆

1 種 類 地区計画

2 名 称 篠町篠牧田地区地区計画

3 位 置 亀岡市篠町篠牧田、合戦野、

松ケ池及び芦原の各一部

4 縦覧場所 亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部

都市計画課

5 縦覧期間 平成24年9月28日から

平成24年10月11日まで

「掲示済」

亀岡市公告第38号

南丹都市計画地区計画の案を作成するため、 亀岡市地区計画等の案の作成手続に関する条例 (昭和58年亀岡市条例第24号)第2条の規 定により次のとおり原案を公衆の縦覧に供する。

当該原案について意見がある利害関係人は、 縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を 経過する日までに亀岡市長に意見書を提出する ことができる。

平成24年9月27日

亀岡市長 栗山正隆

1 種 類 地区計画

2 名 称 篠町篠地区地区計画

3 位 置 亀岡市篠町夕日ケ丘1丁目、

篠下西山及び松ケ池並びに王

子西ノ山の各一部

4 縦覧場所 亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部

都市計画課

5 縦覧期間 平成24年9月28日から

平成24年10月11日まで

任免及び辞令

平成24年10月15日発行

中嶋 啓

亀岡市介護認定審査会委員に委嘱します 任期は平成25年3月31日までとします 平成24年9月1日

> 安達房子 上林研二 木 藤 伸一朗 小 林 正 子 櫻井俊則 井 場 馬 本 藤

(各 诵)

渡邉裕文 上耕作 隆 福井英昭 弘 湊 泰孝 井 上昌啓 上條正和 大棚吉一 中義雄 田 野正三 奥. 桂川孝裕 北山尚美 中英夫 \blacksquare 廣 瀬 千鶴子

亀岡市都市計画審議会委員に委嘱します 任期は平成26年9月4日までとします 平成24年9月5日

選挙管理委員会欄

示

亀岡市選挙管理委員会告示第28号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有 権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執 行に関する監査の請求に要する有権者総数の 50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要 する有権者総数の50分の1の数は、次のとお りである。

平成24年9月2日

亀岡市選挙管理委員会 委員長 野﨑千惠子

1, 493人

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第29号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の 3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教 育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び 亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数 の3分の1の数は、次のとおりである。

平成24年9月2日

亀岡市選挙管理委員会 委員長 野﨑千惠子 24,877人

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第30号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に 付する請求に要する有権者総数の6分の1の数 は、次のとおりである。

平成24年9月2日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野﨑千惠子

12,439人